

美容サービスを行う前に知っておきたいこと

まつ毛エクステーションは美容行為です



まつ毛エクステーション・まつ毛パーマ・眉毛カット等の施術には
美容師免許（国家資格）が必要です。（美容師法第2条、第6条）

〈美容師免許・届出が必要（例）〉

● カット

● カラー

● シャンプー



● まつ毛エクステ

● まつ毛パーマ

● 眉カット



● メイク



〈不要（例）〉

● ネイルサロン



● 着付け※



● 販売等を目的とした
化粧品の使用方法を
教えるための美演

※メイク、ヘアーセット等を行う場合は「美容」に該当します

「美容」とは？

「通常首から上の容姿を美しくすること」と解されています



まつ毛・眉毛施術後の健康被害、トラブルの相談が増えています。
利用者への適切な施術説明を行いましょう。

● 利用者の状況に応じ施術が可能かを施術前に確認する

● 施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスクなどを分かりやすく十分に説明する

● 施術中や施術後に違和感があった場合は、医療機関を受診するよう利用者へ周知する

美容所としての開設届が必要です



美容師免許が必要となる美容行為の施術を行う際は、必ず保健所に
美容所開設届を行わなければなりません。（美容師法第11条第1項）

美容行為は、保健所に届出のある美容所(サロン)で、美容師が施術しなければなりません。
無届のサロンや民間資格（〇〇認定技能士、△△検定△級など）では施術できません。



従業員は全員届出を行っていますか (美容師法施行規則第19条)

- 美容師は全員届出が必要です。
- 新たに美容師を雇入れた場合は、美容師免許証、医師の診断書、履歴書、を添えて届出を行ってください。
- 美容師の退職があった場合にも届出が必要です。

出張・訪問での美容行為は原則禁止 (美容師法第7条)

- 以下のように、保健所に届出を行った美容所以外の場所で美容行為を行うことはできません。

〈例〉 ○お客さんの自宅に出向いてカットを行う
○イベント会場で一般のお客さんにメイクをする

特別な事情がある
場合のみ出張美容が
認められています

- ① 病気などの理由で美容所に来ることができない人に美容を行う場合
- ② 婚礼などの儀式に参列する人にその儀式の直前に美容を行う場合
- ③ 刑事収容施設などに収容されている人に美容を行う場合
- ④ 社会福祉施設などに入所している人に美容を行う場合
- ⑤ 美容所がない山間へき地に居住する人の求めに応じて美容を行う場合
- ⑥ 市長が特別の事情があると認めた場合

- 出張美容を行う場合は、あらかじめ美容師出張業届を保健所に提出しなければなりません。事前にご相談ください。

その他の届出 (美容師法第11条第2項)

- 届出事項に変更があった場合は、すみやかに届出なければなりません。
〈例〉 ○変更届：開設者の住所変更、法人の代表者変更、美容所の名称変更 など
○廃業届：美容所を廃止した場合